

特許実務・調査方法・裁判例の三つの観点から

「サポート要件違反に対する 反論についての検討」評釈

不必要なクレーム減縮を避けるための実務研究と、その射程

作成日：2026 年 9 月 13 日 | 文中番号引用・文末参考文献方式

GPT-6 Astra

要旨

本論説は、サポート要件違反の拒絶理由に対して補正せずに反論した出願を分析し、反論の選択肢を整理した実務研究である。対象 259 件中 209 件で当該拒絶理由が解消されたという観察結果と、反論の 5 大分類・12 小分類を提示した点に価値がある。とりわけ、明細書の記載の確認、課題認定の適否、実施例からの一般化、メカニズム・証拠・データの使い分けを、出願人の具体的な応答行動に結び付けている。[1]

ただし、約 81% という数値は、所定の無補正・処分確定条件で選別された出願群の観察値であり、サポート要件違反一般の「無補正反論の成功確率」ではない。面接の有無、分割出願か否か、反論類型ごとの解消率から、各手法の因果的な効果や普遍的な優先順位を導くこともできない。さらに、メカニズムによる反論について、原論文の表 2 と注 8 には、同一集計を前提にすると通常の丸めでは整合しない数値がある。

法的には、課題の認定を見直すことと、課題を出願後に恣意的に弱めること、追加データで当初開示の理解を裏付けることと、当初開示の不足を埋めることを区別すべきである。審査基準及び偏光フィルム大合議判決に照らすと、反論の中心は、出願当初の開示と出願時の技術常識から請求範囲を正当化する説明に置かれる。[2][3]

総合評価：本論説は、権利範囲を守るための「反論の地図」として高く評価できる。一方、反論手法の一般的な成功率や、出願後の補充立証の許容範囲まで実証した研究として読むべきではない。

対象資料と本評釈の範囲

対象は、日本弁理士会・令和 6 年度特許委員会第 2 部会第 2 グループ「サポート要件違反に対する反論についての検討」（『パテント』79 巻 7 号、2026 年、38-45 頁）である。本文及び表は提供 PDF のページ画像で確認した。以下、「原論文」はこの論説を、「本評釈」は外部資料との照合及び独自の分析を指す。[1]

原論文が案内する会員限定の電子フォーラム掲載資料（対象出願一覧・詳細な検討内容）は確認していない。したがって、個々の出願経過、分類の妥当性、本文にない分母等は再検証していない。外部調査は文末の公開一次資料を中心とし、関連裁判例の網羅調査を意味しない。原論文の頁番号は雑誌の印刷頁、裁判例の頁番号は各判決 PDF の頁を示す。

1. 論旨・構成と主要な観察結果

1.1 問題設定と調査設計

原論文の問題意識は、サポート要件の指摘に直ちに從ってクレームを減縮するのではなく、補正を伴わない反論によって適切な権利範囲を維持する余地を明らかにすることである。抽象的な判例解説にとどまらず、審査・審判の応答実務を観察した点が特徴である。[1]

調査は CyberPatent Desk を用い、審査段階、すなわち最初の査定時までには手続補正書が提出されず、査定又は審決が確定し、その発送日が 2023 年に属する出願 2,810 件を抽出した。そのうち、1 回目の拒絶理由通知でサポート要件違反を指摘された 259 件を検討対象とする。2023 年の出願全体や、同年のサポート要件違反案件全体を対象とした調査ではない。[1] (39 頁)

論述は、調査方法・集計結果、反論の類型化、各類型の考察、その他の論点、実務提言という順序で進む。後半には、課題認定、メカニズム、実験データ、証拠、審判での逆転、分割出願、面接が取り上げられており、実務上の応答判断に直結する構成となっている。[1]

1.2 主要数値の整理

表 1 本評釈で重視する原論文の観察結果（原論文表 2 等を整理）

観察対象	解消件数／対象件数	原論文の解消率	読み方の留意点
全体	209／259	81%	所定条件で選ばれた出願群の値
通常出願（非分割）	165／194	85%	分割群と案件構成が異なり得る
分割出願	44／65	68%	法的基準が厳しくなることを意味しない
面接あり	47／50	94%	電話面接・オンライン面接を含む
面接なし	162／209	78%	面接あり群との因果比較ではない
課題認定を争う	19／20	95%	少数例。反論の併用があり得る
本願クレームの解釈を争う	14／16	88%	他の対応類型と重複し得る
メカニズムを説明	67／80	84%	注 8 との整合性を要確認（3.6 参照）
証拠提出	17／20	85%	証拠の目的と許容範囲を区別する
データ提出	13／17	76%	原開示の補強か不足の補充かが重要

出所：[1] (39-45 頁)。対応類型の各行は相互排他的ではなく、合計して全体件数を求めることはできない。「解消」は当該サポート要件違反の拒絶理由の解消をいい、全拒絶理由の解消、最終的な登録、権利の有効性の維持とは同義ではない。

2. 評価できる点

2.1 「とりあえず補正」を避ける視点を実証的に提示した

最大の貢献は、不必要な権利範囲の縮小を避けるという知財実務上の重要な目的に、具体的な応答事例を与えた点にある。原論文では、明細書に明示されている事項について「記載されていない」とされた類型が 51 件あり、50 件で拒絶理由が解消されたとされる。少なくとも調査対象内では、開示内容の整理・指摘そのものが応答の重要な要素となっていた。[1] (40 頁表 2、45 頁注 1)

本評釈としては、この結果を「審査官の誤りが多い」と読むよりも、出願人と審査官との間で、請求項・明細書・技術常識の対応関係を共有できていない案件が存在することを示すものと評価したい。記載箇所を示す作業は単なる事務処理ではなく、請求範囲を維持するための説明設計である。

2.2 反論を具体的な選択肢に分解した

表 2 原論文の反論類型と本評釈による評価

原論文の大分類	小分類の主な内容	評価と補足
審査基準型 (1-4)	根拠の不備、基準違反、実施例数の十分性、実施例への不当な限定	一般論の引用だけでなく、当該請求項への当てはめを示すことが必要
審査官誤解型 (5-6)	誤解・見落とし、課題認定の誤り	対応の優先事項を発見しやすいが、研究上の誤解認定には基準が必要
明細書等に基づく説明型 (7-9)	技術常識、実施例以外の記載、メカニズム	開示から請求範囲への一般化を説明する中心的な類型
データ提出型 (10-11)	別の実験データ、実施例の見せ方を変えたデータ	追加証拠の役割と、出願時を基準とする判断との関係を明示すべき
整合性型 (12)	他の登録案件との整合性	補助的資料になり得るが、個別案件のサポートを代替しない

出所：分類名称・番号・概要は[1] (40-41 頁表 3)。右欄は本評釈の評価である。

とりわけ、課題認定とクレーム解釈を、実験データやメカニズムとは別の争点として見える化した点が有益である。新しい実験を始める前に、そもそも審査官が前提としている課題・必須構成・評価対象が適切かを点検できる。これは、応答コストと権利範囲の双方を管理するうえで意味がある。

2.3 理論的説明とコミュニケーションを接続した

原論文は、メカニズムや実施例による説明だけでなく、用語定義、サポート箇所の明示、面接も扱う。また、メカニズムを特定しにくい分野では、それを必須の反論手段とせず、実験結果や課題・解決手段の認定を検討している。実体的な開示不足と、開示の伝達不足とを切り分けようとする点で、実務研究としての幅がある。[1] (43-44 頁)

ただし、これは「説明すれば何でも広く取れる」という趣旨ではない。実施例への機械的な限定を避けることと、説明された技術的貢献を超えて請求することを許すこととは異なる。この境界を明確にしたうえで読むと、原論文の長所が最も活きる。

3. 調査方法・データ解釈に関する評釈

3.1 約 81%は、選別された群の観察率である

対象抽出の時点で「最初の査定時まで手続補正書が提出されていない」ことが条件となっている。したがって、出願人が当初から反論で維持できると判断した案件、開示の説明不足にとどまる案件、事業上クレームの維持を優先した案件などが多く含まれている可能性がある。他方、明らかな開示不足に対して補正を選択した案件は調査対象に入らない。[1] (39 頁)

これは研究目的に照らして不合理な抽出ではない。無補正で応答した案件の実態を調べるためには、有効な設計である。問題は、得られた 209/259 という比率を、すべてのサポート要件違反に反論した場合の成功率に読み替えることである。研究の対象を限定すること自体ではなく、その限定を超えて結論を一般化することに注意が必要である。

また、査定又は審決の発送年で期間を区切り、処分が確定した出願を対象としているため、出願年、拒絶理由通知年、応答回数、審査期間は同一ではない。長期係属中の案件や未確定案件は含まれない。この結果から、2023 年の審査方針や 2026 年時点の一般的な運用変化まで論じることはできない。

3.2 「無補正」「解消」「逆転」の単位を明確にしたい

抽出条件で明示される無補正期間は、最初の査定時までである。これだけで、審判を含む全手続において一切補正がなかったと断定してはいけない。原論文 5.4 は、サポート要件違反に関連して拒絶査定不服審判が請求された 24 事例中、サポート要件に関する補正を行わず、一貫して反論して逆転登録に至った事例が 8 件と記す。この記述は、他の目的の補正の有無まで一律に否定するものではない。[1] (39 頁、44 頁)

同様に、全体の 209 件は「サポート要件違反の拒絶理由が解消された件数」であって、当然に 209 件すべてが登録されたという意味ではない。また、8/24 という数字を、すべての拒絶査定不服審判の成功率、又は無補正で争った審判だけを分母にした逆転率とすることもできない。読者が実務予測に使うためには、出願単位・請求項単位・拒絶理由単位・手続段階の定義が必要である。

3.3 反論手法の解消率は、手法そのものの効果を表さない

面接あり 47/50 と面接なし 162/209 を正確な割合に直すと、94.0%と 77.5%で、差は約 16.5 ポイントとなる。しかし、これは原論文の集計から本評釈が算出した単純な群間差であり、「面接によって解消確率が 16.5 ポイント上がる」との効果推定ではない。[1] (40 頁表 2)

面接が選ばれる事情には、争点が口頭で整理しやすいこと、代理人の関与の程度、出願人の資源投入、発明の複雑さなどが関係し得る。逆に難しい案件ほど面接が行われる可能性もある。元の困難度が分からない以上、偏りの方向さえ確定しない。原論文が面接の有効性を「示唆」と表現している部分は、断定ではなく仮説として受け取るべきである。

反論類型も同じである。一つの案件で、課題認定を争い、明細書の記載を説明し、実験成績証明書を提出している可能性がある。そのため、課題認定 95%、証拠提出 85%、データ提出 76%とい

う数字から、課題認定が他の方法より本質的に優れていると順位付けすることはできない。[1]
(40 頁表 2)

3.4 少数例と、本文にない分母に注意する

20 件中 19 件の解消という観察は有用だが、件数が少ないため、追加された数件によって割合が動きやすい。仮に各案件を独立な二項観測とみなして Wilson 法による 95% 区間を計算すると、次表のようになる。区間は本評釈の参考計算であり、原論文に掲載されたものではない。[1][4]

表 3 少数例の不確実性を示す参考計算

対象	解消／対象	観察割合	Wilson 法の 95% 区間
調査対象全体	209／259	80.7%	75.5-85.0%
課題認定を争う	19／20	95.0%	76.4-99.1%
面接あり	47／50	94.0%	83.8-97.9%

計算根拠：[1]の件数及び[4]の計算法。独立な二項モデルを仮定した場合の参考区間である。無作為抽出を保証するものではなく、選択バイアス、同一家族出願の相関、反論併用、分類誤差を補正しない。一般的な反論成功率の推定区間として使用することはできない。

加えて、原論文 5.2 における「メカニズムに言及しない反論」の解消率 78%、43%、100%は、本文では各群の件数が示されていない。本文だけからは、100%が何件に基づくのか確認できない。したがって、同節の推奨順序は有用な着眼点ではあるものの、統計的に検証された優先順位とまではいえない。[1] (43 頁)

3.5 分類の再現性と、事後評価による偏り

原論文は、審査官の誤解・見落とし等があった事例を 53 件とし、その内訳を整理している。ただし、本評釈が確認した本文には、何をもって誤解と判定したか、複数の分析者が独立に判定したか、意見不一致をどう調整したかは詳述されていない。このため、53／259 を、そのまま審査官一般の客観的な誤判断率と表現することはできない。[1] (41-42 頁)

また、表 2 の「審査官が『記載されていない』と判断した事項の類型」は、明示記載 51 件、記載から推論可能 118 件、記載なし 39 件の合計 208 件である。対象全体 259 件との差があること自体を誤りと断定してはならないが、当該分類が適用されない案件の扱いや、集計単位の説明があると再現性が高まる。[1] (40 頁)

分類体系にも、争点（課題認定）、根拠（技術常識・メカニズム）、提出形式（データ）、比較対象（他案件）が混在している。実務上のチェックリストとしては使いやすいが、統計分析には、「どの判断を争ったか」と「何を根拠に争ったか」を別軸でコード化する方が適している。この再構成は本評釈からの提案である。

3.6 メカニズム反論の数値には、本文内の照合が必要である

重要な確認事項として、原論文表 2 の「メカニズムを説明して反論する」は 80 件中 67 件解消（84%）である。他方、注 8 は、分割でない出願 63 件の解消率 90%、分割出願 17 件の解消率 41%とする。同一の 80 件を内訳として分けたものと仮定すると、通常の整数%への四捨五入で前者は 57 件、後者は 7 件となり、解消件数の合計は 64 件となる。[1]（40 頁表 2、45 頁注 8）

表 4 原論文表 2 と注 8 の数値の照合（本評釈による計算）

記載箇所	対象数	記載された解消率等	同一集計を前提とした検算
表 2：メカニズム反論全体	80 件	67 件解消・84%	$67/80=83.75\%$
注 8：分割でない出願	63 件	90%	整数件数では 57 件に対応
注 8：分割出願	17 件	41%	整数件数では 7 件に対応
注 8 の内訳合計	80 件	上記 2 行から算出	$64/80=80.0\%$ （表 2 と不一致）

これは通常の丸めだけでは説明できない。ただし、分類・集計範囲の違い、転記、注記等の問題である可能性があり、どの数字が正しいかは本文だけでは確定できない。数値を推測で修正するのではなく、会員限定資料又は原集計で確認すべき事項である。特に、注 8 を根拠とする「分割出願ではメカニズム反論の効果が著しく低い」との強い結論は、整合確認まで留保するのが妥当である。

4. 審査基準・裁判例に照らした法的評釈

4.1 基本枠組みと、拒絶理由の説明・立証を区別する

サポート要件は、請求項と明細書に同じ語句が存在するかという形式的な対応だけの問題ではない。審査基準は、請求された発明と詳細な説明を対比し、開示から認識できる範囲を超えて請求していないかを判断する。他方、具体例に不必要に限定してはならない。この両面を押さえることが、原論文の実務提言を適切に活用する前提となる。[2]（第 2 節 2.1）

偏光フィルム大合議判決は、明細書の記載・示唆又は出願時の技術常識から、当業者が課題を解決できると認識できる範囲かという判断枠組みを示し、サポート要件の存在の証明責任は出願人・特許権者側にあるとした。審査官の説明不足を指摘できることと、出願人が実体面の説明を要しないこととは同義ではない。[3]（24-25 頁）

これに対し、審査基準 3.1.1 は、一般化できないと判断した理由について、考慮した記載箇所や技術常識を示し、具体的に説明することを求める。したがって、実務上は「どの構成・範囲について、なぜ一般化できないのか」を明確にするよう求めつつ、出願人側からも開示・技術常識・論理のつながりを示すのが有効である。理由提示の問題と、最終的な要件充足の問題を分けるべきである。[2]（第 2 節 3.1.1）

4.2 課題認定への反論は有力だが、「課題の引下げ」ではない

原論文 4.3 は、複数の課題のうち特定の課題を取り出す、付随的な問題と本質的な課題を区別する、複数段階の一部に着目するなどの反論を整理している。また、審査官が認定した課題よりも一般的・上位概念的な課題として再認定する傾向を指摘する。これを単なる言い換えの技術として理解すると、議論を誤る。[1] (42 頁)

ライスマルク事件では、知財高裁は、課題は原則として技術常識を参酌しつつ詳細な説明に基づき認定するとし、明細書から読み取れる課題を、特定の実施例に対する有意な優越性という課題に置き換えた判断を是認しなかった。同判決は、出願時の技術水準との比較を口実として、サポート要件の課題を進歩性の課題に近づけることへの歯止めとなる。[5] (27-31 頁)

同時に、同判決は、出願人が任意に課題を弱めればよいとは述べていない。本評釈として重視するのは、主張する課題が、当初の説明・実施例・効果・請求項の位置付けと整合することである。課題を過度に抽象化して「何らかの物を提供する」と言い換え、明細書における技術的意義を失わせる反論は説得力に乏しい。

審査基準も、明示的な課題がない場合や、他の記載・技術常識からみて明示された課題が不合理な場合には、明細書等全体から課題を把握する扱いを設けている。分割出願についてもこの観点が問題になり得る。ただし、許容されるのは当初開示に即した課題の把握であって、開示にない発明の出願後の創作ではない。[2] (第 2 節 2.1(3)、3.2.2)

4.3 メカニズムは一般化の根拠であり、万能の必須条件ではない

原論文 4.4 では、メカニズムの主張の根拠を明細書の記載とする場合 69 件で解消率 89%、明細書に記載のない技術常識による場合 3 件で 33%、その他 8 件で 63%とされる。本文の観察から、明細書に即した説明を優先するという提言は理解できるが、後二群は少数であり、一般的な優劣を確定できない。[1] (42 頁)

また、サポート要件が常に完全な科学的メカニズムの解明を要求するわけではない。問題は、その分野の予測可能性、実施例の代表性、一般的説明及び技術常識によって、請求された範囲について課題解決を認識できるかである。メカニズムが不明でも、この説明が実験結果等から成り立つ余地はある。[2][3]

もともと、機能の記載だけで範囲を正当化できるとも限らない。PCSK9 抗体事件の知財高裁判決は、参照抗体と競合するという性質から、中和作用を持つ抗体群へと一般化する根拠を検討し、機能を文言上付加するだけでは当該広い範囲のサポートを基礎付けられないと判断した。これは機能的クレームを一律に否定したものではなく、当該発明の技術的意義と、開示された一般化根拠の関係を問う判断である。[6] (71-78 頁)

本評釈としては、メカニズムを説明する際、「なぜ効果が出るか」だけでなく、「どの構成の変更にはその説明が及び、どの変更からは及ばなくなるか」まで示すことを勧める。一般化の境界を説明して初めて、実施例数を超える権利範囲の根拠になる。

4.4 出願後データは「裏付け」と「開示不足の補充」を区別する

原論文 4.5 は、実験データが提出された 17 件を紹介し、技術常識を証明する以外の目的で提出されたデータによって拒絶理由が解消された例もあるとする。5.3 では、証拠提出により解消した 17 件のうち、4 件を「明細書に記載されていない事項の補充」と整理している。この表現は、法的な許容範囲を含めて吟味する必要がある。[1] (42-43 頁)

審査基準 3.2.1 は、実験成績証明書によって意見書の一般化に関する主張を裏付ける余地を認める一方、出願時の技術常識を考慮しても一般化できない当初記載の不足を、出願後の実験で補って解消することは認めない。偏光フィルム大合議判決も、出願後の実験によって当初開示を拡張・一般化することに限界を示す。[2][3] (判決 33-35 頁)

したがって、追加データの許容性は、提出時期だけで決まるのではなく、そのデータが何を証明するために用いられるかによって検討される。例えば、当初明細書に記載された一般化の説明が出願時の当業者に理解可能であったことの確認と、当初は予測できなかった別の材料群の効果を初めて発見することとは区別される。後者をもって当初の広い請求範囲を正当化することは困難である。

この点、原論文の「範囲 A で効果 α 、好ましい範囲 B で追加効果 β 」という例では、注 4 が、効果 α は当初明細書で説明されていたと明記する。したがって、単に「新しい効果を出願後に追加して救済した事例」と評するのは不正確である。むしろ、課題を α と把握し直し、B 以外にも α が認められることを裏付けた事例として理解する余地がある。ただし、個別の当初開示を未確認である以上、その適法性を本評釈だけで最終判断することもできない。[1] (42 頁、45 頁注 4)

なお、5.3 の証拠提出目的の内訳 $7+4+4+1+1=17$ は、証拠を提出した全 20 件ではなく、拒絶理由が解消した 17 件を対象とする。合計が 20 件でないことを集計ミスと扱ってはならない。一方、成功した 17 件の内訳から、各提出目的の成功率を計算することもできない。目的別の不成功件数が示されていないためである。[1] (43 頁)

さらに、意見書・実験成績証明書を証拠として提出することと、その内容を明細書に補正で追加することは別問題である。後者は新規事項を追加する補正の規制も受ける。「後から証拠を出せる」ことを「後から開示を足せる」ことと混同してはならない。[7]

4.5 分割出願の低い解消率は、法的基準の加重を意味しない

原論文 5.5 は、分割出願の解消率 68%が通常出願 85%より低いことから、原出願時に権利化を意識していなかった発明ではサポート確保の難度が高くなり得ると考察する。この説明は実務的な仮説として理解できるが、分割出願にはより厳しいサポート要件が適用されると読むべきではない。[1] (44 頁)

分割においては、請求しようとする対象が原出願にどのように開示されていたか、分割後の明細書がその対象を適切に説明しているか、分割の要件を満たすかを、それぞれ区別する必要がある。特許法 44 条に基づく適法な分割による出願日の扱いと、36 条 6 項 1 号の実体的なサポート判断とは、関係しつつも同一の問題ではない。[2][8]

原論文が挙げるクレーム解釈や課題認定の見直しは、この場面で有用である。しかし、原出願の記載の一部から新たな請求対象を切り出す際、その対象と課題解決とのつながりが原開示に存在し

ないのであれば、表現の整理だけで救済できない。注 8 の数値不整合も踏まえ、反論類型ごとの分割特有の効果は、追加の事例確認を要する。

4.6 他の記載要件・特許要件と混同しない

サポート要件は請求範囲と開示内容との対応を問うのに対し、実施可能要件は当業者が発明を実施できるように説明されているかを問う。両者は同じ記載や実験結果に関係することがあっても、別の要件である。「作ることにはできる」ことから、直ちに広い範囲の課題解決が支持されるわけではない。[2][9]

用語定義の追加、材料の特定、数値範囲の説明が争点になる場合には、明確性や新規性・進歩性の問題も別途確認する。特に課題認定の反論で、進歩性のための顕著な効果と、サポートのために認識される課題解決を無意識に同一視しないことが重要である。ライスミルク事件は、この区別を考えるうえでも参考になる。[5]

5. 特許実務への示唆：反論をどの順序で設計するか

以下は、原論文の類型を踏まえた本評釈独自の実務提案である。解消率の高い順に手法を選ぶのではなく、拒絶理由の構造に合った応答を設計する。

5.1 まず、争点と開示の対応表を作成する

拒絶理由を、記載の不存在、一般化の不足、必須構成の欠落、課題の認定、用語・クレーム解釈に分解する。そのうえで、各請求項の構成、根拠段落・図面・実施例、出願時の技術常識、審査官が問題とする範囲を一つの表にする。段落番号を並べるだけでなく、なぜその記載が当該構成を支えるのかを短く説明する。

例えば、部材 B の特定材料への限定を求められているなら、明細書での役割が材料固有の作用なのか、一定の物性を満たす材料一般に共通する作用なのかを確認する。後者であれば、その物性と課題解決との関係を説明し、実施例の材料名そのものへの限定とは異なる応答を検討できる。これは説明用の仮想例であって、原論文の個別出願の再現ではない。

5.2 課題・評価対象を確定してから、一般化を説明する

審査官が、最良の実施例だけの効果や付加的な効果まで、請求範囲全体で実現することを要求していないかを確認する。必要であれば、当初明細書における課題、基本効果、好適態様による追加効果を分ける。その後、課題解決に本質的な構成と、本質的でない設計変数とを整理する。

実施例が少ないことだけを理由に減縮する必要はないが、「実施例はあくまで一例である」という定型文だけでも足りない。請求範囲に含まれる変更のうち、どの変更をしても作用・効果が維持されると認識できるかを、明細書と技術常識に結び付けて説明する。反証例や境界条件がある場合は、それを無視しない。

5.3 証拠・追加実験の目的を、先に一文で定義する

追加実験を計画する前に、「この実験は、当初開示に記されたどの命題を確認するためのものか」を一文で書く。その命題自体が当初開示又は出願時の技術常識に位置付けられない場合、実験が成功してもサポートの問題を救えない可能性がある。実験結果の良否より先に、立証対象の適切性を審査する。

また、出願時の技術常識を主張する場合は、文献がその時点の知識をどこまで示すか、対象分野や当業者の範囲が適切かを確認する。後年のレビューや専門家意見を用いるときも、出願当時の状況を説明する資料なのか、後年に形成された新しい知見なのかを区別する。追加データでは、試験条件、比較対象、再現性、結果のばらつき及び請求範囲との対応が分かるようにする。

5.4 面接は「合意する場」より「争点を確定する場」として使う

特許庁の面接ガイドラインは、審査官と出願人等との意思疎通を促進するための運用を示している。原論文の面接群で解消率が高いという観察は、こうした手段を積極的に検討する契機となる。ただし、面接は法的な要件を緩和する仕組みではない。^{[1][10]}

面接前に、争点、サポート箇所、主張する課題、一般化の理由、必要な追加資料を短く整理する。面接後は、何が理解され、何が残ったかを記録し、重要な説明は意見書等に反映させる。口頭で理解が得られた感触だけをもって、後の審判・無効手続でも同じ説明が通用すると考えない。

5.5 無補正維持と合理的な補正を、事業目的から選ぶ

本論説の教訓は「補正しないことが常に正しい」ではなく、「補正前に反論可能性を点検すること」である。開示から支持できる範囲を見極めたうえで、広い独立請求項を維持する価値、限定による回避設計の容易さ、応答・審判コスト、権利化時期、将来の有効性を比較する。

反論の説明自体が、請求項の意味を不用意に狭めていないかにも注意する。サポートを示すための実施例の説明と、請求項をその実施例に限定する解釈とは区別し、意見書における過剰な断定を避ける。無補正という形式を維持しても、技術的説明が不明確又は不整合であれば、戦略的に成功したとはいえない。

6. さらに検討すべき研究課題

6.1 全体の対象群と、手続段階を明示した追加研究

今後は、一定期間に最初のサポート要件違反通知を受けた出願を起点として、無補正反論群、補正応答群、放棄・取下げ群、未確定群を区別する設計が望ましい。追跡期間、途中での補正、解消した段階、登録結果を記録すれば、どの局面でどの反論が用いられたかを評価しやすくなる。

同一出願人・同一特許ファミリーの複数案件、技術分野、請求項の幅、当初実施例数、拒絶理由の具体性、担当代理人等について、可能な範囲で情報を揃えることも有益である。ただし、変数を多数追加すれば因果関係が自動的に分かるわけではない。259件という規模では、過度に複雑な分析を避け、あらかじめ主要な比較を限定する必要がある。

6.2 反論の「決め手」と、単なる併記を区別する

現状の分類は、ある主張や資料が提出されたことを把握するには適しているが、何が判断を変えたのかまでは確定しにくい。将来の研究では、拒絶理由のどの認定が、どの説明により、どのように変更されたかを事例ごとに記述し、単なる提出資料の一覧と区別したい。担当者複数による独立判定と、不一致の調整方法の開示も望まれる。

「課題認定への反論で解消した」と、「課題認定の反論を含む意見書の後で解消した」ことは同じではない。この違いを丁寧に追うことで、原論文の類型を、実務上の因果の説明へ近づけられる。

6.3 登録後の耐久性と、維持された権利範囲まで評価する

権利化段階で拒絶理由が解消されたことは重要な成果であるが、知財戦略上は、その後の異議・無効・侵害紛争において説明が維持できるか、事業上重要な実施態様を確保できたかも重要となる。今後は、登録に至る確率だけでなく、権利の幅、権利化までの期間、応答費用、登録後の争点との関係を追跡する研究が望ましい。

とりわけ、追加データによる解消事例について、当初開示の裏付けとして適切だったのか、それとも当初開示の不足が見逃された可能性があるのかを区別するには、個別の出願書類と判断理由が必要である。公開論文の 8 頁だけでこの区別を完結させることはできず、原論文の著者が会員向け詳細資料を用意している点は、その限界を補う方向の取組として評価できる。[1] (38 頁)

7. 総括

本論説の意義は、サポート要件違反への応答を、「審査官の求める限定を追加する作業」から、「当初開示された技術的貢献に見合う請求範囲を説明する作業」へと捉え直した点にある。明細書の記載確認、課題認定、一般化、証拠・データ、面接という複数の経路を整理しており、企業知財部・弁理士が応答方針を検討する際の共通言語になり得る。

一方、統計面では、対象選択、反論併用、少数例、手続段階、集計整合性に限界がある。法的には、課題の適切な把握と恣意的な抽象化、当初開示の裏付けと開示不足の補充、サポートと実施可能性・進歩性を区別する必要がある。これらの留保は原論文の価値を否定するものではなく、その使い方を適正化するための条件である。

したがって、本評釈の結論は次のとおりである。本論説は、不必要な減縮を防ぐ実務的な探索研究として有益である。ただし、「反論すれば約 8 割通る」「面接をすれば成功率が上がる」「出願後データで不足を補える」という定式には還元できない。実務上の核心は、当初開示・出願時の技術常識・請求範囲の間に、検証可能な説明のつながりを作ることである。

参考文献・参照資料

本文中の角括弧の番号は、以下の資料に対応する。同じ資料の再引用には同一番号を用いた。参照資料のうち、原論文以外のウェブ資料の確認日は 2026 年 9 月 13 日である。裁判例は裁判所公開の判決本文、審査基準等は特許庁の公開資料を参照した。

- [1] 日本弁理士会・令和 6 年度特許委員会第 2 部会第 2 グループ（田中研二ほか）「サポート要件違反に対する反論についての検討」『パテント』79 巻 7 号、2026 年、38-45 頁。原稿受領日：2026 年 3 月 6 日。

参照箇所：38 頁要約、39 頁調査方法・表 1、40 頁表 2・表 3、41-44 頁各節、45 頁注 1-8。提供 PDF「サポート要件違反に対する反論についての検討(1).pdf」を参照。会員限定の詳細資料は未確認。

- [2] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第 II 部「明細書及び特許請求の範囲」第 2 章「特許請求の範囲の記載要件」第 2 節「サポート要件（特許法第 36 条第 6 項第 1 号）」。

参照箇所：2.1（判断の基本的な考え方）、2.2（違反の種類）、3.1.1（一般化できない場合の拒絶理由通知）、3.2.1（出願人の反論・実験成績証明書）、3.2.2（課題・解決手段についての反論）。HTML 掲載版の該当箇所を参照。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/02_0200.html

- [3] 知的財産高等裁判所大合議判決・平成 17 年 11 月 11 日、平成 17 年（行ケ）第 10042 号、特許取消決定取消請求事件〔偏光フィルム事件〕。

発明の名称：「偏光フィルムの製造法」。参照箇所：判決 24-25 頁（サポート要件の判断枠組み・証明責任）、33-35 頁（出願後の実験データによる補充・一般化の限界）。裁判所公開判決 PDF、全 41 頁。

<https://www.courts.go.jp/ip/vc-files/ip/file/10042.pdf>

- [4] NIST/SEMATECH, e-Handbook of Statistical Methods, Section 7.2.4.1, “Confidence intervals.”

参照箇所：二項比率に対する Wilson 区間の説明及び計算式。本評釈表 3 は、この計算法により原論文の件数から独自に算出した参考値である。

<https://www.itl.nist.gov/div898/handbook/prc/section2/prc241.htm>

- [5] 知的財産高等裁判所判決・平成 30 年 5 月 24 日、平成 29 年（行ケ）第 10129 号、特許取消決定取消請求事件〔ライスミルク事件〕。

発明の名称：「米糖化物並びに米油及び／又はイノシトールを含有する食品」。参照箇所：判決 27-31 頁（判断基準、明細書に基づく課題認定、技術水準との比較及び進歩性との区別）。裁判所公開判決 PDF、全 39 頁。

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-87774.pdf>

- [6] 知的財産高等裁判所判決・令和 5 年 1 月 26 日、令和 3 年（行ケ）第 10093 号、審決取消請求事件〔PCSK9 抗体事件〕。

発明の名称：「プロタンパク質コンベルターゼスブチリシンケクシン 9 型（PCSK9）に対する抗原結合タンパク質」。参照箇所：判決 71-78 頁（参照抗体との競合から中和作用を有する抗体群への一般化、機能的特定とサポートの関係）。裁判所公開判決 PDF、全 140 頁。

<https://www.courts.go.jp/assets/hanrei/hanrei-pdf-91744.pdf>

- [7] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第 IV 部「明細書、特許請求の範囲又は図面の補正」第 2 章「新規事項を追加する補正」。

参照内容：特許法第 17 条の 2 第 3 項の趣旨、当初明細書等に記載した事項の範囲、新たな技術的事項を導入する補正の扱い。出願後の証拠提出と、明細書等の補正を区別するために参照。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/04_0200.html

[8] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第 VI 部「特殊な出願」第 1 章「特許出願の分割」第 1 節「特許出願の分割の要件」。

参照内容：特許法第 44 条に基づく分割及び出願日の扱い。分割の適法性とサポート要件を区別するために参照。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/06_0100.html

[9] 特許庁『特許・実用新案審査基準』第 II 部「明細書及び特許請求の範囲」第 1 章「発明の詳細な説明の記載要件」第 1 節「実施可能要件（特許法第 36 条第 4 項第 1 号）」。

参照内容：当業者が発明を実施できる程度の記載という要請。サポート要件との区別を整理するために参照。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/tukujitu_kijun/ht/02_0100.html

[10] 特許庁「面接ガイドライン【特許審査編】」（2026 年 4 月改訂版の案内を含む掲載ページ）。

参照内容：審査官と出願人・代理人等との意思疎通を図るための面接及び面接に準ずる応対の運用。本評釈の面接準備・記録方法は、同資料と原論文を踏まえた独自の提案である。

https://www.jpo.go.jp/system/laws/rule/guideline/patent/mensetu_guide_index.html

注：本評釈は、公開資料及び提供された論説に基づく研究・実務上の評価である。未確認の個別出願の適法性や、特定の出願についての拒絶理由解消を保証するものではない。